

令和 7 年度 岐阜県交通安全活動推進要領



令和 6 年度 J A 共済小・中学生交通安全ポスターコンクール 岐阜県農業協同組合中央会会長賞
大垣市立東小学校 6 年（受賞当時） 齋藤 史明 さんの作品

岐阜県交通安全対策協議会

事務局：岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係
TEL：058-272-8205（直通）

目 次

令和7年度 岐阜県交通安全活動推進要領	1
各季の活動等一覧	2
重点に関する推進事項	
・ 高齢者の交通事故防止	3
・ こどもの交通事故防止	4
・ 横断歩道における歩行者最優先の徹底	5
・ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶	6
・ 自転車等の安全利用の促進	7
・ 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底	8
・ 夕暮れ時以降の交通事故防止	9
○ 交通事故概況	10
○ トピックス	
・ 自転車安全利用五則、自転車運転中の新たな罰則	16
・ マイナンバーカードと運転免許証の一体化、運転免許証の自主返納	17
○ 岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体	18
○ 参考資料	
・ 岐阜県交通安全対策協議会会則	19
・ 高齢者交通事故防止対策重点地域指定要綱	25
・ 「早めのライト点灯とハイビームの適切な使用運動」推進要綱	27
・ 交通安全「愛のひと声」運動推進要綱	29
・ 「県民交通安全の日」実施要綱	30
・ 「交通マナーアップぎふ」推進要綱	31
・ マイカー使用自粛運動実施要綱	32
・ 交通安全ピカピカ運動推進要綱	33
・ 「スロー・ドライブ ぎふ」運動推進要綱	34
・ 「交通事故死ゼロを目指す日」の実施について	36
・ 交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱	37
・ 令和7年 交通安全年間スローガン	41

令和 7 年度 岐阜県交通安全活動推進要領

1 目的

人命尊重の理念に基づき、安全思想の普及と高揚を図り、県民一人ひとりが交通ルールを遵守し、思いやりやゆずりあいの心を持って、良識ある交通マナーを実践することにより県民総ぐるみで悲惨な交通事故の防止を図る。

2 期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 主唱

岐阜県交通安全対策協議会

4 実施機関・団体

岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体

5 各季の活動等

日にち・期間を定めて活動を展開する。

6 活動の重点

- (1) 高齢者の交通事故防止
- (2) こどもの交通事故防止
- (3) 横断歩道における歩行者最優先の徹底
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 自転車等の安全利用の促進
- (6) 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (7) 夕暮れ時以降の交通事故防止

※ ただし、交通安全運動等の重点は、交通事故の実態に応じて変更することができる。

7 活動の進め方

活動を効果的に推進するため、関係機関・団体は、この要領に基づき、適切かつ具体的な実施計画を策定し、相互に連携するなど推進体制を確立するとともに、この活動が県民総ぐるみとなって展開されるよう配意する。

各季の活動等一覧

1 四季の交通安全運動

運 動 名	実 施 期 間
春の全国交通安全運動	4月6日(日)～4月15日(火)
夏の交通安全県民運動	7月11日(金)～7月20日(日)
秋の全国交通安全運動	9月21日(日)～9月30日(火)
年末の交通安全県民運動	12月11日(木)～12月20日(土)

2 交通安全月間

名 称	期 間
自転車の安全利用・ヘルメット着用推進月間	5月・10月
シートベルト・チャイルドシート着用強調月間	6月

3 日を定めて行う活動

名 称	期 日
県民交通安全の日 <u>*11月17日(月)は、夕暮れ時の県内一斉街頭啓発活動日</u>	4月7日(月) 5月15日(木) 6月16日(月) 7月11日(金) 9月22日(月) 10月15日(水) <u>11月17日(月)</u> 12月11日(木) 1月15日(木) 2月16日(月) 3月16日(月)
交通事故死ゼロを目指す日 (国の交通対策本部が決定する運動方針に基づき実施)	4月10日(木) 9月30日(火)

4 表彰

種 別	実 施 時 期
交通安全功労者表彰	4月7日(月) 【交通安全県民大会】
優良運転者表彰	秋の全国交通安全運動期間中

重点に関する推進事項

高齢者の交通事故防止

昨年中の高齢者（65歳以上）の死者は43人（前年比4人増）と、全死者数（70人）の61.4%を占めた。このうち、歩行中の死者は20人（いずれも75歳以上）で、横断歩道横断中が4人、横断歩道以外を横断していた歩行者が15人であった。

高齢運転者が主たる原因となった死亡事故は17件（前年比3件減）で、原付以上の運転者が主たる原因となった全死亡事故件数（62件）の27.4%を占めた。

また、自転車利用中の死者7人はすべて高齢者であり、うち6人はヘルメットを着用していなかった。このような状況から、高齢者の交通安全意識の向上を図る。

推進項目と推進事項

【交通安全意識の啓発】

- 家庭をはじめ老人クラブなど地域におけるコミュニティ活動の場を通じて、交通安全意識の高揚を図る。
- 交通指導員、シルバー・セーフティ・アドバイザー、交通安全協会などと連携し、高齢者世帯訪問による交通安全指導を実施する。
- 出前講座を通じ、老人クラブ会員などに対する交通安全教育を実施する。
- 道路の安全な横断方法の周知、反射材用品の着用など、正しい交通ルール・交通マナーに関する指導啓発を推進し、交通安全意識を高める。
- 高齢者交通事故防止対策重点地域においては、県、警察、指定自治体、関係機関・団体が連携し、高齢者に対する総合的かつ集中的な交通事故防止対策を実施する。

【夕暮れ時や夜間の安全啓発】

- 夕暮れ時や夜間の外出時には、明るく目立つ色の服装と反射材用品の着用、自転車には反射器材の装着と早めのライト点灯の徹底を図る。

【高齢運転者の交通事故防止】

- 加齢等に伴う身体機能（動体視力、明暗順応、反応速度等）の変化が交通行動に及ぼす影響について啓発する。
- 身体機能の変化を自覚する高齢運転者やその家族等に、運転免許証の自主返納制度について周知を図る。また、自主返納制度の支援施策を促進するとともにその周知を図る。
- 身体能力の低下により運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口や安全運転相談専用ダイヤル「#8080（シャープ ハレバレ）」についての周知及び利用の促進を図る。

【参加・体験・実践型の交通安全教育の推進】

- 自転車シミュレータの出前講座などにより、高齢者自ら交通安全行動を行う参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
- 加齢等に伴う交通行動への影響を周知し、安全な交通行動を身につけることを目的に、「シルバー・セーフティ・スクール」などの参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。また、高齢運転者については、「シルバー・ドライビング・スクール」への参加を促す。

【保護誘導活動の推進】

- 高齢者や障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛けや誘導をするなど、地域一体となった交通安全活動を推進する。

こどもの交通事故防止

昨年中のこども（中学生以下）の死者は1人（前年比1人増）、負傷者数は240人（前年比13人減）で、状態別では、歩行中は34人（前年比11人減）、自転車利用中は82人（前年比2人増）、自動車同乗中は124人（前年比4人減）であった。

依然としてこどもが被害を受ける交通事故が発生していることから、発育段階に応じた体系的な交通安全指導により交通ルールと交通マナーを身に付けさせ交通事故防止を図る。

推進項目と推進事項

【交通安全教育の推進】

- 学校・地域では、通学路や未就学児を中心に日常的に集団で移動する経路や生活道路等の安全を確保するため、危険箇所の把握と対策を行う。
- 児童に対しては、歩行者及び自転車利用者として必要な知識と技能を習得させ、道路における危険を予測し、回避する意識と能力を高めるとともに、自動車のドライバーとの「アイコンタクト」で安全を確認できるよう指導する。
- 飛び出しによる交通事故など、児童の交通事故の特徴などを踏まえ、新入学、長期休暇に備えた交通安全教育を実施する。
- 交通指導員などが中心となり、保育園、幼稚園及び小学校において、こどもの安全行動の自発性が高められるような交通安全教室を積極的に推進する。
- 小学1年生、中学1年生など、新入学児童・生徒の事故の特徴を踏まえ、日常生活や教育現場において保護者や教育関係者からの児童・生徒への交通安全教育を推進する。
- シートベルト着用効果体験車（シートベルトコンビンサー）、歩行者シミュレータや自転車シミュレータを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の推進を図る。
- 保護者と一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教育を行い、交通ルールや交通マナーを再確認させるとともに、自ら安全な行動ができるよう指導する。

【交通安全意識の啓発】

- 安全な道路の通行や横断方法、自転車利用中や歩きながらのスマートフォンなどの操作の危険性、自転車利用中のヘルメット着用について家庭で話し合うなど、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。
- 各種行事の機会をとらえ、こどもを通じて保護者の交通安全に対する意識の醸成に努める。

【保護誘導活動の推進】

- 通学路やこどもが日常的に利用する道路で、保護者、教育関係者、地域住民などが連携して見守り活動を行い、こどもの交通ルール遵守、交通マナー向上のための指導に努める。
- 地域住民が積極的に「愛のひと声」をかけ、地域ぐるみでこどもを交通事故から守る意識を醸成する。
- 運転者に対し、「横断歩道における歩行者最優先の徹底」などの交通ルールの遵守、こどもを守る「思いやり運転」の周知を図る。
- 保育園・幼稚園等における幼児交通安全クラブ（ぞうさんクラブ）の活動推進に努める。
- 外に出て花の水やりをする、家の前で掃き掃除をするなど、時間と場所を工夫し、日常生活の中で登下校中のこどもたちの見守りを行う。

横断歩道における歩行者最優先の徹底

昨年中の道路横断中の死者は21人で、そのうち横断歩道横断中が5人であった。

道路交通法では、横断歩道を横断している歩行者や、横断しようとしている歩行者がいる場合、運転者は一時停止し、歩行者の通行を妨げてはならないと定めており、運転者に対し、「横断歩道における歩行者最優先の徹底」について周知するとともに、歩行者に対しても、道路横断時の安全確認など、自分の身を守るための交通安全教育や啓発を推進する。

推進項目と推進事項

【運転者の交通ルールの遵守】

- 運転者に対し、横断歩道に近づいたときは、横断する歩行者がいないことが明らかな場合を除いて手前で停止できるように速度を落として進まなければならないことや、歩行者が横断歩道を横断しているときや横断しようとしているときは手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げてはならない道路交通法上の義務があることを周知する。
- 前方に横断歩道があることを知らせる道路標示「◇（通称ダイヤモンド）」の周知徹底を図る。
- 夜間における道路横断中の交通事故が目立つことから、夜間に運転する際は、横断歩行者の確認の徹底について周知する。
- 職場では、始業前点検、朝礼などのあらゆる機会を通じ、横断歩道における歩行者最優先を徹底し、歩行中の交通事故防止を推進する。

【歩行者の交通ルールの遵守】

- 道路を横断するときは、付近の横断歩道や信号交差点を利用するとともに、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、運転者と歩行者がお互いに意思疎通を図るとともに、横断前のみならず、横断中の安全確認を行い横断するなど、安全な道路の横断に努めるよう啓発する。
- 家庭、学校、職場において、道路を横断する場合における横断歩道等の利用や、横断前、横断中の安全確認の励行など、安全な横断方法について指導する。
- 歩行者用信号の意味を正しく理解し、斜め横断の禁止や歩行者等横断禁止場所での横断禁止など歩行者の交通ルールを遵守するよう周知する。
- 道路横断中など道路上での「ながらスマホ」をしないなど、交通マナーの実践を啓発する。

【広報啓発活動の推進】

- 地域や職場では、「横断歩道における歩行者最優先の徹底」に向けた各種広報啓発活動を実施する。



飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

昨年中の飲酒運転を伴う人身交通事故は38件、そのうち死亡事故は3件（前年比3件増）で、未だに飲酒運転の根絶には至っていない。

「飲酒運転は悪質な犯罪」で、重大な交通事故に直結する危険な行為であることから、「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくりの推進を図る。

推進項目と推進事項

【交通安全教育の推進】

- 飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さを訴え、飲酒運転根絶の交通安全教育を推進する。
- 飲酒運転に関する道路交通法の罰則、行政処分について周知する。
- 飲酒運転を容認・助長した者の処罰について周知を徹底する。
- 自転車利用者に対する飲酒運転及び幫助に関する道路交通法の罰則について周知する。

【飲酒運転を許さない環境整備】

- 地域・職場・家庭などが一体となり、「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくりの推進を図る。
- 地域では、交通事故被害者の声を反映した啓発活動等を通じて、地域住民一人ひとりの飲酒運転根絶の気運を高める。
- 職場におけるアルコール検知器の普及と適正な活用の推進を図る。
- 家庭では飲酒した翌日の二日酔い、職場では飲酒後の帰宅手段、飲酒場所ではハンドルキーパーをそれぞれ確認する「乗り合わせ」「スリーチェック」キャンペーンを実施する。
- 安全運転管理者選任事業所の安全運転管理者は、酒気帯びの有無の確認及びその確認の内容の記録を行う。
- 地域や職場では、飲酒運転の根絶に向けた各種啓発活動を実施する。

【妨害運転（あおり運転）の根絶に向けた啓発の推進】

- 思いやりやゆずり合いの気持ちを持った運転、被害防止のためのドライブレコーダの搭載、被害を受けた場合の車内からの安全な110番通報について周知を図る。



自転車等の安全利用の促進

昨年中の自転車利用中の死者数は7人（前年比1人減）で、そのすべてが高齢者であった。なお、自転車利用中の死者のうち6人はヘルメットを着用していなかった。

「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務、乗車用ヘルメットの着用を努力義務としており、また、ヘルメットの着用努力義務については、道路交通法においても規定されている。

自転車は車両であることを改めて周知し、交通ルールの遵守やマナーの実践など自転車利用者の安全意識の高揚を図る。また、自転車損害賠償責任保険等への加入義務とヘルメットの着用努力義務に関する周知啓発を推進する。

推進項目と推進事項

【自転車の交通ルール遵守の徹底】

- 学校では、自転車は道路交通法上の車両であること、車両として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを児童・生徒に周知する。
- 「自転車安全利用五則」の周知徹底に努め、自転車の正しい通行方法や歩行者の安全確保など、自転車利用による交通事故防止に関する普及啓発を強化する。
- 傘差しや携帯電話使用などの「ながら運転」の危険性及び携帯電話使用等や飲酒運転及び幫助に関する罰則や危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する「自転車運転者講習制度」の周知を図る。
- 自転車シミュレータを使用した、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
- 高齢者交通安全大学校などにおいて、高齢者の行動特性に応じた自転車安全運転教室を実施する。
- MSリーダーズ、MSJリーダーズや生徒会などが中心となり、生徒自身による自転車安全運転の啓発活動を実施する。
- 自転車の安全利用推進月間を中心に、通勤・通学時間帯における街頭啓発活動に努める。
- 飲食物等宅配代行サービスにおける自転車配達員の交通事故防止対策として、関係団体と連携し、配達員に対し、交通ルール遵守の啓発に努める。

【ヘルメット着用の努力義務等の周知】

- 交通事故の被害を防止、軽減するため、全ての自転車利用者に対して、ヘルメット着用が努力義務であることを周知徹底する。
- 自転車両側面への反射器材の装着と、夕暮れ時における早めのライト点灯について周知啓発する。
- こどもを幼児用座席に乘せる際やこどもが自ら自転車に乗る際は、こどもにヘルメットを着用させるよう周知徹底する。

【自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知】

- 自転車利用者に対する高額賠償事例もあることから、被害者の救済等を目的とした自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知徹底を図る。

【特定小型原動機付自転車等に関する安全対策の推進】

- 法律で定める基準を満たさないものは、引き続き、車両区分に応じた交通ルールが適用されることについて周知を図る。
- 交通事故の被害軽減のため、ヘルメット着用が努力義務であることを周知徹底する。

全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

昨年中の自動車乗車中の死者数は26人（前年比3人増）で全交通事故死者の37.1%を占めた。このうちシートベルト非着用者は12人で、10人は着用していれば命を落とすことはなかったと分析されている。

県内の一般道でのシートベルト着用率は、運転席99.3%、助手席同乗者97.7%に比べ、後部座席同乗者61.5%であった。（R6警察庁／日本自動車連盟（JAF）調査）

シートベルト及びチャイルドシートの着用は、交通事故の発生時における被害の防止と軽減を図るために不可欠であることから、「すべての座席の着用」を目指し、あらゆる機会を通じて、正しい着用の必要性、効果などについて広報啓発を推進する。

推進項目と推進事項

【交通安全教育の推進】

- 市町村、保育園などで、保護者を対象としたチャイルドシートの正しい取付け方法の講習会を行い、実践的な指導を徹底する。
- 県はJAF協力のもとシートベルト着用効果体験車（シーベルトコンビンサー）を用いた体験講座「スクールセーフティ（小学生対象）」「キッズセーフティ（幼稚園・保育園児対象）」によるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用に関する交通安全教育を実施する。
- 各種会合などにおいて、シートベルト・チャイルドシート非着用による車外放出などの危険性を周知し、着用の効果と必要性の理解、正しい使用方法等に関する交通安全教育を実施する。
- 職場では、朝礼などの機会を通じて、シートベルト着用効果を周知し、また、定期的に着用調査を実施して、従業員の着用率100%達成を目指す。

【広報啓発活動の推進】

- 家庭では、シートベルト・チャイルドシート着用の効果、必要性について家族で話し合い、車で出かける場合には「愛のひと声」を徹底する。
- あらゆる広報媒体を活用し、全ての座席のシートベルトの着用について啓発する。6月をシートベルト・チャイルドシート着用強調月間とし、特に後部座席の着用率向上に向けた取組みを展開する。
- 運転者は、助手席だけでなく、後部座席の同乗者にもシートベルトを正しく着用させ、発進前に同乗者全員の着用を確認する。
- チャイルドシートの使用義務（6歳未満）が過ぎた場合で、シートベルトを適切に着用できない場合には、チャイルドシート・ジュニアシートを使用するよう広報啓発する。
- 高速乗合バス・貸切バス等の事業者が主体となり、全ての座席におけるシートベルト着用のための広報啓発を推進する。



チャイルドシート着用推進シンボルマーク
愛称：カチャピョン

夕暮れ時以降の交通事故防止

昨年中の交通死亡事故を時間帯別に見ると、16時から18時が最も多く発生しており、また、夜間の交通事故死者は37人であった。

夕暮れ時・夜間における交通事故を防止するため、歩行者・自転車利用者に対して反射材用品の普及啓発を図り、運転者に対しては日没30分前の早めのライト点灯と、先行車・対向車がない場合のハイビームの適切な使用を周知啓発する。

推進項目と推進事項

【歩行者・自転車利用者に対する安全意識の啓発】

- 夕暮れ時以降は、歩行者・自転車利用者が運転者から見落とされやすいことを周知し、交通事故防止啓発を推進する。
- 自転車利用者に対しては、早めのライト点灯と自転車両側面への反射器材の装着について周知徹底する。
- 高齢者に対する世帯訪問や交通安全教育を通じ、外出時には、明るく目立つ色の服装と反射材用品の装着を周知啓発する。

【運転者に対する安全運転の周知】

- 日没30分前の早めのライト点灯と、ハイビームの適切な使用（ハイビームは「走行用前照灯」、ロービームは「すれ違い用前照灯」。自転車を含む対向車と行き違うときや他の車両の直後を通行するときにはロービームに切り替え。）について周知する。
- 夜間における視界の狭さくなど、視認性の低下の危険性が理解できる交通安全教育を実施する。
- 早朝や夕暮れ時など、通勤時間帯における交通事故について周知し、危険予測に基づいた前方注視や速度低減等、基本的な安全運転方法を周知する。

【街頭活動の強化】

- 夕暮れ時を中心に、道路利用者に対する街頭での交通安全指導や、こどもや高齢者、障がいのある者等の保護誘導活動を実施する。なお、11月の県民交通安全の日（11月17日）を「夕暮れ時の県内一斉街頭啓発活動日」と定めて街頭活動を強化する。

【広報啓発活動の推進】

- 広報紙、テレビ、ラジオ、広報車など各種広報媒体を活用し、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を呼びかける。
- ホームセンターなどと連携し、反射材用品やライトを購入しやすい環境づくりを推進する。



交通事故概況

交通事故概況については岐阜県警察本部交通部交通企画課データ
シートベルト着用状況についてのみ警察庁/日本自動車連盟（JAF）データ

【令和6年中の交通事故発生状況】

	人身事故件数	死者数	負傷者数
令和6年	2,835	70	3,483
令和5年	3,077	50	3,806
増減数	-242	+20	-323
増減率	-7.9%	+40.0%	-8.5%

昨年の交通事故発生状況は前年に比べ、人身事故件数、負傷者数ともに減少したものの、死亡事故は67件70人で増加している。

全国で見ると、岐阜県は、死者数70人はワースト12位（前年18位）で、人口10万人当たりでは3.63人でワースト7位（前年27位）となった。

【交通死亡事故（67件、70人）の特徴】

- 夜間の事故が5割強
夜間の事故が36件（前年比+18件）で全事故（67件）の53.7%を占め、特に車対歩行者の事故が19件と半数を占めた。
- 高齢者の死者が6割強
高齢者の死者が43人（前年比+4人）で、全死者（70人）の61.4%を占めた。
このうち、歩行中が20人で最も多く、次いで自動車乗車中が11人、自転車利用中が7人であった。
- 自動車乗車中の死者が約4割
自動車乗車中の死者が26人（前年比+3人（運転者18人、同乗者8人））で、全死者の37.1%を占めた。
シートベルト非着用者は12人で、このうち10人は着用していれば死亡に至らなかったと思われる。
- 歩行中の事故が約4割
歩行中の死者が25人（前年比+10人）全死者の35.7%を占めた。このうち道路横断中の死者が21人（うち横断歩道横断中5人）であった。
- 飲酒関係の事故は3件
飲酒関係事故は3件（前年比+3件）であった。



交通安全運動期間中の交通事故発生状況

※ 人身事故件数、負傷者数はいずれも速報値

春の全国交通安全運動期間中

	人身事故件数	死者数	負傷者数
R6	81	0	100
R5	80	1	103
R4	68	1	85
R3	79	0	95
R2	124	0	159
R1	88	3	99

夏の交通安全県民運動期間中

	人身事故件数	死者数	負傷者数
R6	71	0	85
R5	79	0	101
R4	83	0	104
R3	76	0	99
R2	64	1	79
R1	88	4	103

秋の全国交通安全運動期間中

	人身事故件数	死者数	負傷者数
R6	89	2	110
R5	86	3	99
R4	78	1	90
R3	68	0	91
R2	77	1	87
R1	108	1	136

年末の交通安全県民運動

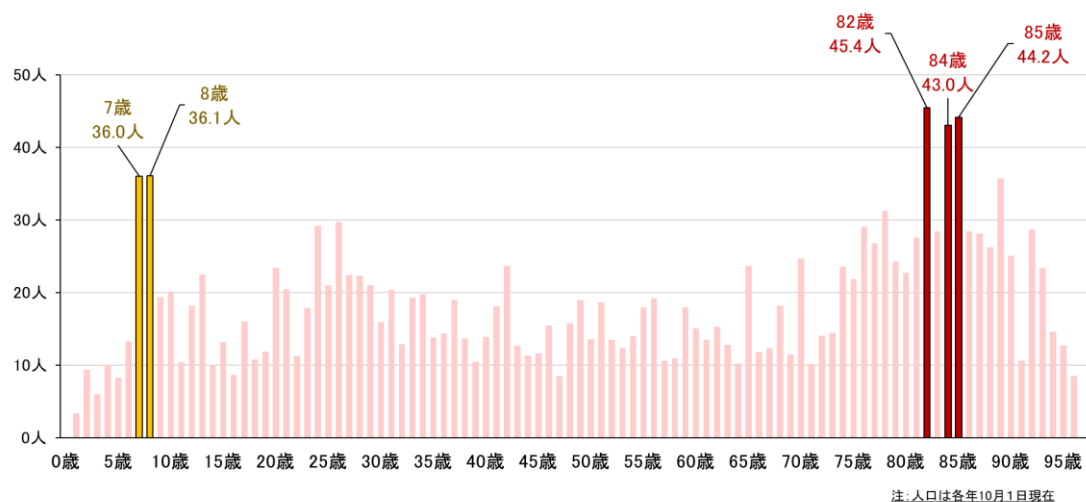
	人身事故件数	死者数	負傷者数
R6	75	3	89
R5	108	2	125
R4	96	2	116
R3	89	2	100
R2	85	2	93
R1	117	2	138

【市町村別 交通事故発生状況の推移（過去５年間）】

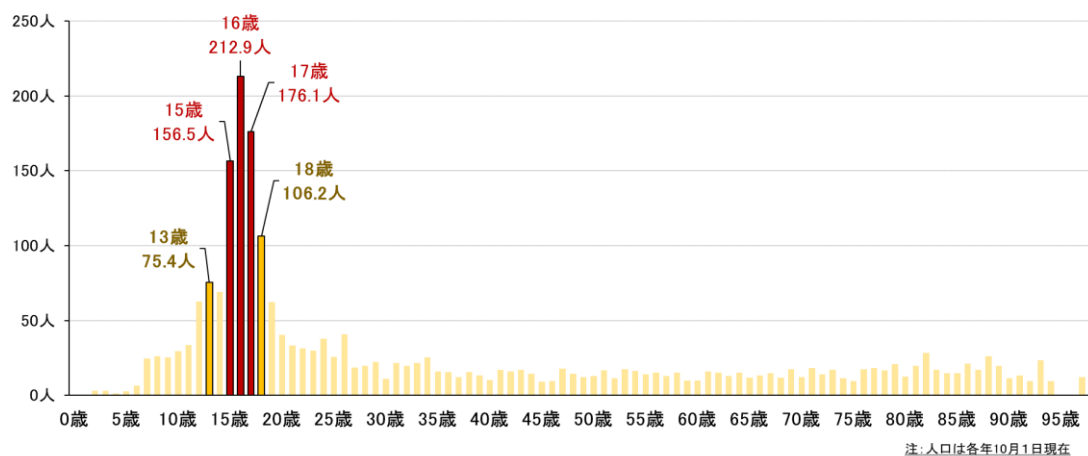
		全死者数（人）					
		R2	R3	R4	R5	R6	平均
	合計	43	61	75	50	70	59.8
	合計（高速道路を除く）	40	55	67	47	63	54.4
1	岐阜市	6	5	13	8	5	7.4
2	大垣市	0	4	4	6	4	3.6
3	高山市	1	5	6	2	1	3.0
4	多治見市	0	2	2	1	2	1.4
5	関市	0	6	3	7	3	3.8
6	中津川市	0	1	2	0	3	1.2
7	美濃市	0	2	2	0	0	0.8
8	瑞浪市	3	0	2	0	2	1.4
9	羽島市	1	4	2	2	2	2.2
10	恵那市	0	0	3	0	3	1.2
11	美濃加茂市	2	0	0	0	0	0.4
12	土岐市	1	2	4	0	2	1.8
13	各務原市	4	0	4	2	7	3.4
14	可児市	2	3	0	0	2	1.4
15	山県市	1	0	1	3	1	1.2
16	瑞穂市	0	2	1	0	3	1.2
17	飛騨市	3	1	2	2	2	2.0
18	本巣市	0	2	1	0	0	0.6
19	郡上市	5	2	4	1	1	2.6
20	下呂市	1	0	0	3	4	1.6
21	海津市	4	2	3	1	0	2.0
22	岐南町	0	0	2	2	2	1.2
23	笠松町	0	1	1	1	0	0.6
24	養老町	2	2	1	0	3	1.6
25	垂井町	1	0	0	1	0	0.4
26	関ヶ原町	0	0	0	0	0	0.0
27	神戸町	0	1	1	0	2	0.8
28	輪之内町	0	0	0	0	0	0.0
29	安八町	0	2	1	1	1	1.0
30	揖斐川町	2	1	0	1	0	0.8
31	大野町	0	1	0	0	0	0.2
32	池田町	0	1	0	0	2	0.6
33	北方町	0	1	1	0	1	0.6
34	坂祝町	0	0	0	0	0	0.0
35	富加町	0	1	0	0	0	0.2
36	川辺町	0	0	0	1	1	0.4
37	七宗町	0	0	0	0	3	0.6
38	八百津町	0	0	0	0	0	0.0
39	白川町	0	0	1	2	0	0.6
40	東白川村	0	0	0	0	0	0.0
41	御嵩町	0	1	0	0	1	0.4
42	白川村	1	0	0	0	0	0.2
	高速道路	3	6	8	3	7	5.4

		高齢死者数（人）					
		R2	R3	R4	R5	R6	平均
	合計	23	37	48	39	43	38.0
	合計（高速道路を除く）	23	35	48	38	42	37.2
1	岐阜市	4	4	11	7	4	6.0
2	大垣市	0	2	3	6	3	2.8
3	高山市	1	3	5	1	0	2.0
4	多治見市	0	0	2	0	2	0.8
5	関市	0	6	1	5	2	2.8
6	中津川市	0	1	1	0	1	0.6
7	美濃市	0	0	0	0	0	0.0
8	瑞浪市	1	0	2	0	1	0.8
9	羽島市	1	2	2	2	2	1.8
10	恵那市	0	0	2	0	1	0.6
11	美濃加茂市	0	0	0	0	0	0.0
12	土岐市	1	2	3	0	1	1.4
13	各務原市	1	0	3	2	5	2.2
14	可児市	1	3	0	0	2	1.2
15	山県市	0	0	1	3	1	1.0
16	瑞穂市	0	2	1	0	2	1.0
17	飛騨市	2	0	1	1	1	1.0
18	本巣市	0	0	0	0	0	0.0
19	郡上市	3	2	2	1	1	1.8
20	下呂市	0	0	0	2	2	0.8
21	海津市	3	1	2	1	0	1.4
22	岐南町	0	0	1	1	1	0.6
23	笠松町	0	0	1	1	0	0.4
24	養老町	2	2	1	0	3	1.6
25	垂井町	0	0	0	1	0	0.2
26	関ヶ原町	0	0	0	0	0	0.0
27	神戸町	0	0	1	0	1	0.4
28	輪之内町	0	0	0	0	0	0.0
29	安八町	0	2	1	1	1	1.0
30	揖斐川町	2	0	0	1	0	0.6
31	大野町	0	1	0	0	0	0.2
32	池田町	0	0	0	0	1	0.2
33	北方町	0	0	0	0	0	0.0
34	坂祝町	0	0	0	0	0	0.0
35	富加町	0	1	0	0	0	0.2
36	川辺町	0	0	0	0	1	0.2
37	七宗町	0	0	0	0	3	0.6
38	八百津町	0	0	0	0	0	0.0
39	白川町	0	0	1	2	0	0.6
40	東白川村	0	0	0	0	0	0.0
41	御嵩町	0	1	0	0	0	0.2
42	白川村	1	0	0	0	0	0.2
	高速道路	0	2	0	1	1	0.8

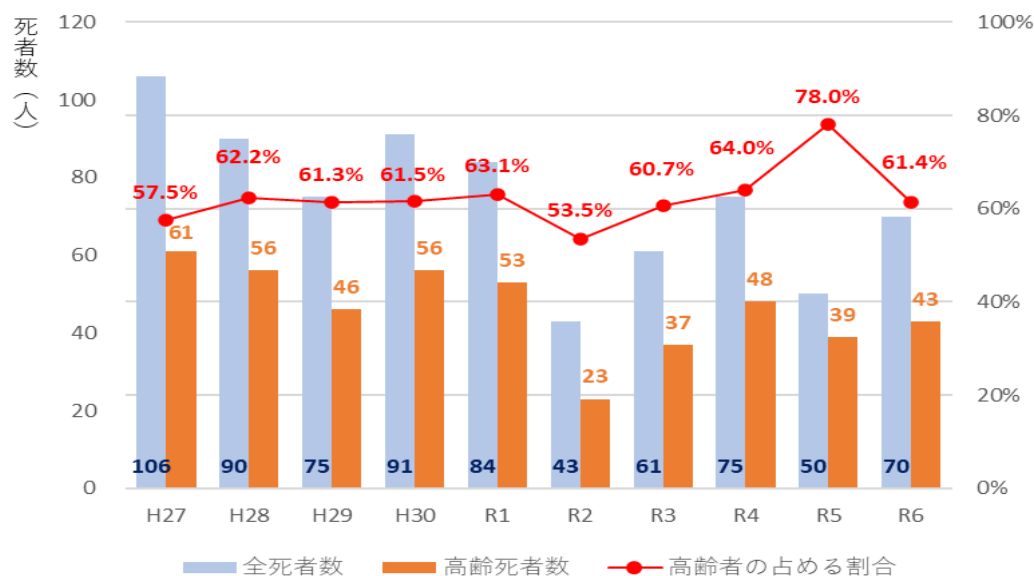
【 歩行中の年齢別・人口10万人当たりの死傷者数（過去5年間） 】



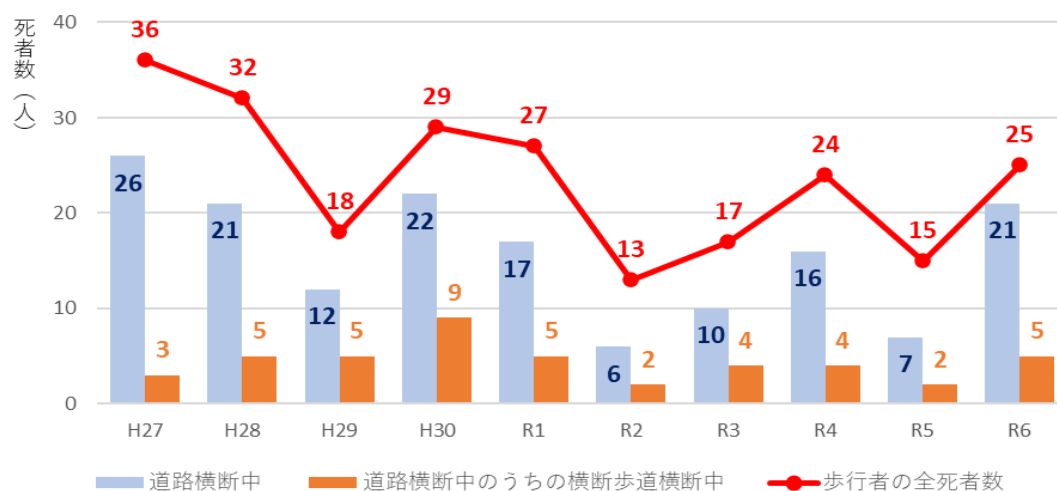
【 自転車乗車中の年齢別・人口10万人当たりの死傷者数（過去5年間） 】



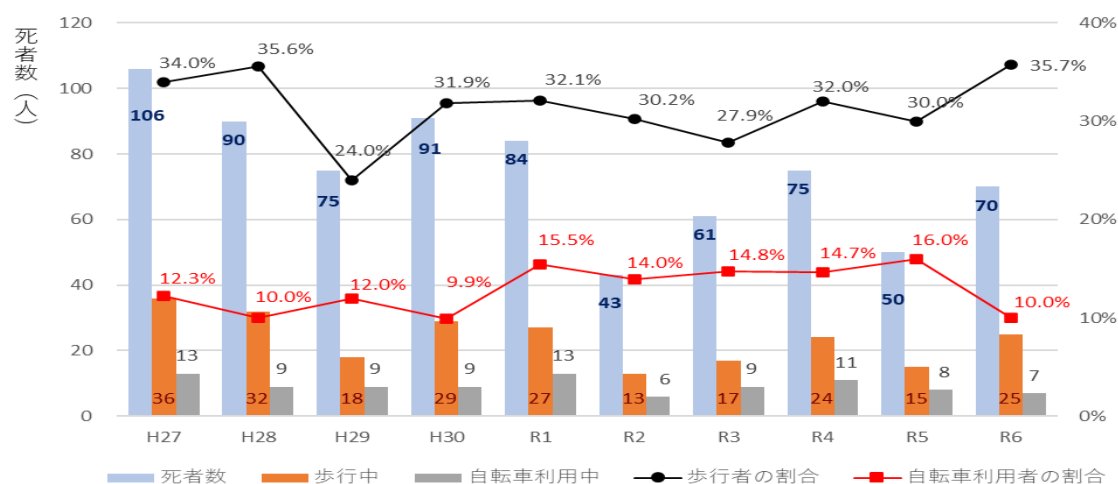
【 全死者数に占める高齢死者数の割合（過去10年間） 】



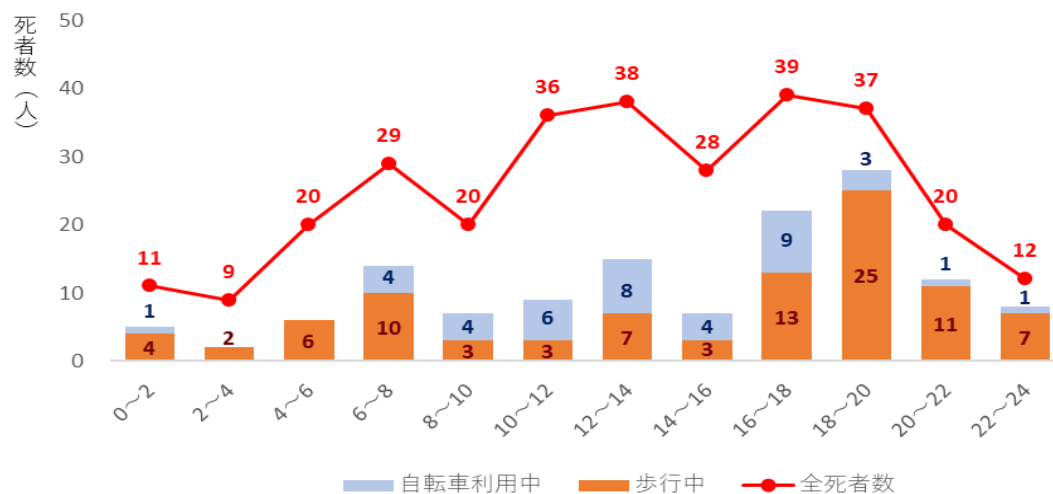
【歩行者の横断中の交通事故状況（過去10年間）】



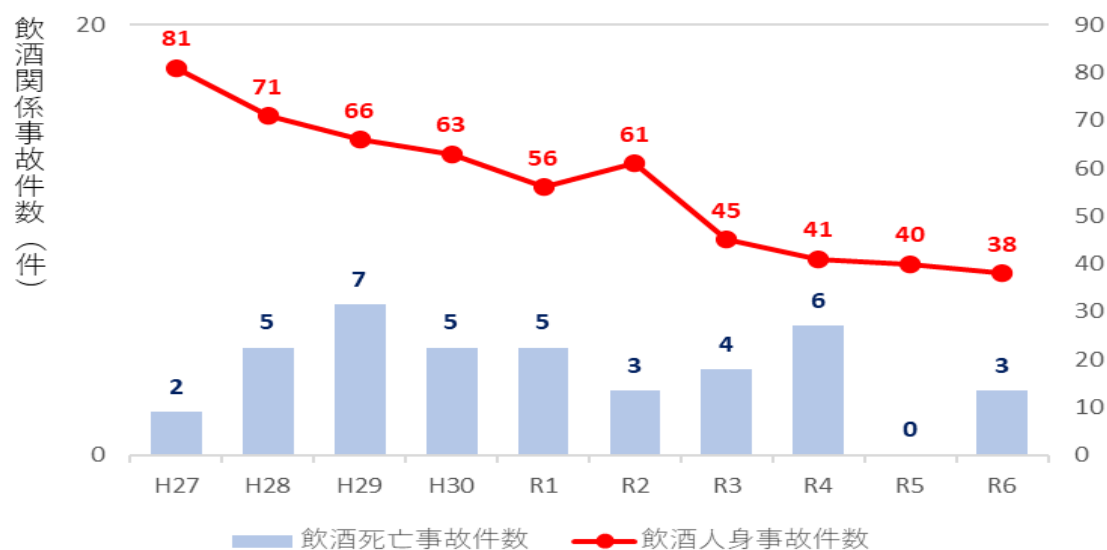
【歩行中・自転車利用中の交通事故死者数の推移（過去10年間）】



【時間帯別、歩行中・自転車利用中の交通事故死者数（過去5年間の合計）】



【 飲酒運転関連事故の推移（過去10年間） 】

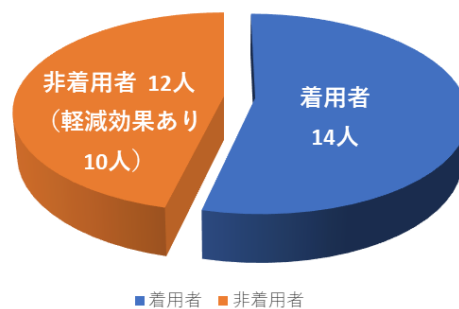


【 シートベルト着用状況 】

		運転者		助手席同乗者		後部座席同乗者	
		岐阜県	全国	岐阜県	全国	岐阜県	全国
R6	一般道	99.3	99.2	97.7	96.8	61.5	45.5
	高速道路等	99.9	99.6	99.4	98.8	90.1	79.7
R5	一般道	99.4	99.2	97.5	97.1	54.5	43.7
	高速道路等	99.3	99.6	99.4	98.6	85.4	78.7
R4	一般道	99.2	99.1	98.1	96.9	64.9	42.9
	高速道路等	98.7	99.6	95.8	98.7	77.9	78.0
R3	一般道	98.9	99.1	98.7	96.7	61.5	42.9
	高速道路等	99.3	99.6	99.1	98.9	80.3	75.7
R2	一般道	98.6	99.0	98.3	96.5	50.2	40.3
	高速道路等	99.4	99.7	99.5	98.5	68.0	75.8

【 自動車乗車中死者のシートベルト着用状況（令和6年） 】

区 分	着 用	非着用		合 計
			軽減効果あり	
運転者	11	7	5	18
構成率	61.1%	38.9%	71.4%	100.0%
同乗者	3	5	5	8
構成率	37.5%	62.5%	100.0%	100.0%
合 計	14	12	10	26
構成率	53.8%	46.2%	83.3%	100.0%



※「軽減効果あり」とは、シートベルトを着用していれば死亡には至らなかったと思われるもの

自転車安全利用五則

(内閣府資料から)

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。
車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。
道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

3 夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。

4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は禁止です。
お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せる時には、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。

自転車運転中の新たな罰則

令和6年11月1日、道路交通法の改正により自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

運転中の携帯電話使用等

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

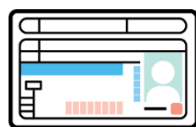
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

マイナンバーカードと運転免許証の一体化【令和7年3月24日運用開始】

免許証は選べる3タイプ



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録された
マイナンバーカード)
のみ



2枚持ち

マイナ免許証のメリット

ワンストップサービスで住所変更等がラクに！

マイナ免許証のみ保有者
自治体に届け出るだけ

オンライン講習が受講可能に！

優良運転者講習・一般運転者講習
24時間・どこでも受講可

住所地以外での更新の迅速化・申請期間延長！

優良運転者・一般運転者
経由地更新即日完了

更新手数料が安く

マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

マイナ免許証の注意点

- マイナンバーカードの券面には免許情報（有効期間等）が記載されません。
- オンライン講習の受講だけでは、更新手続きは完了しません。
- マイナンバーカードを更新や紛失した場合、新たなカードには免許情報が記録されていません。
- マイナンバーカードは警察で預かることができないため、手続きに時間がかかる場合があります。
- 2枚持ちの方は更新時、免許証とマイナ免許証どちらかを忘れた場合、更新できません。
- 住所変更ワンストップサービス等の利用には事前に手続きが必要です。

問合せ先：警察本部運転免許課（058-295-1010）



運転免許証の自主返納

身体機能の低下等により運転に不安を感じたら、有効期限内に自らの意思で運転免許を取り消す「自主返納」が可能です。併せて身分証明書として利用できる、「運転経歴証明書」の申請も可能です。

【手続き方法】

本人が、運転者講習センターまたは警察署に免許証を持参し、運転免許の取消を申請します。

運転経歴証明書は、運転者講習センターで申請の場合は即日交付、警察署で申請の場合は後日交付となります。

本人による申請が困難な場合は、郵送または代理人による申請が可能です。

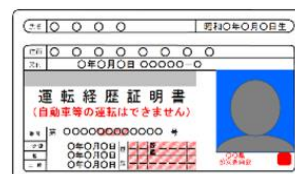
詳しくは岐阜県警察本部運転免許課（058-295-1010）へおたずねください。

【運転免許証の自主返納支援施策】

多くの自治体や事業所で、バス・タクシー運賃の割引など自主返納された方への支援を行っています。詳しくはお住まいの市町村等へおたずねください。

安全運転相談窓口（岐阜県警察本部運転免許課）

『安全運転相談ダイヤル # 8080』（シャープハレバレ）



岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体（順不同）		
官公庁等	中日本高速道路㈱	(一社)岐阜県農業会議
岐阜県	日本郵便㈱東海支社	岐阜県農業協同組合中央会
岐阜県警察	(一社)岐阜県指定自動車教習所協会	(一社)ぎふ総合健診センター
岐阜県教育委員会	中部鉄道協会	(一社)岐阜県観光連盟
各市町村	(一社)岐阜県自動車会議所	(一社)岐阜県経営者協会
各市町村教育委員会	(公社)岐阜県バス協会	(一財)岐阜県消防協会
岐阜地方検察庁	岐阜県タクシー協会	(公財)岐阜県防犯協会
中部運輸局岐阜運輸支局	(一社)岐阜県トラック協会	(一社)岐阜県警備業協会
岐阜地方気象台	(一社)岐阜県自家用自動車協会	(一社)岐阜県危険物安全協会
岐阜労働局	(一社)岐阜県自動車整備振興会	岐阜県中小企業団体中央会
中部地方整備局各事務所	岐阜県自動車販売店協会	岐阜県商工会議所連合会
岐阜地方法務局	岐阜県自転車軽自動車商協同組合	岐阜県商工会連合会
岐阜地方裁判所	岐阜県軽自動車協会	(一社)岐阜県建設業協会
岐阜家庭裁判所	岐阜県中古自動車販売協会	岐阜県砂利協同組合
岐阜県市長会	岐阜県レンタカー協会	岐阜県石油商業組合
岐阜県町村会	岐阜県自動車車体整備協同組合	岐阜県森林組合連合会
岐阜県市議会議長会	岐阜県自動車電装品整備商工組合	岐阜県木材協同組合連合会
岐阜県町村議会議長会	軽自動車検査協会岐阜事務所	岐阜県小売酒販組合連合会
教育関係団体等	(一社)日本二普協 岐阜県二輪車普及安全協会	岐阜県生コンクリート工業組合
岐阜県都市教育長会	損害保険料率算出機構岐阜自賠責損害調査事務所	全岐阜県生活協同組合連合会
岐阜県町村教育長会	(独) 自動車事故対策機構岐阜支所	岐阜県民共済生活協同組合
岐阜県保育研究協議会	自動車安全運転センター岐阜県事務所	交通安全関係団体
岐阜県高等学校長協会	岐阜県自動車共済協同組合	各市町村交通安全対策協議会
岐阜県小学校長会	岐阜県農業機械商業協同組合	岐阜県交通安全女性協議会
岐阜県中学校長会	(公財) 日本道路交通情報センター岐阜センター	各交通安全女性団体
岐阜県公立幼稚園・こども園長会	(一社)日本自動車連盟岐阜支部	各幼児交通安全クラブ
(一社)岐阜県私立幼稚園連合会	(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会	(一財)岐阜県交通安全協会
岐阜県PTA連合会	その他の関係団体	各地区交通安全協会
岐阜県高等学校PTA連合会	岐阜県美容業生活衛生同業組合	報道機関
岐阜県専修学校各種学校連合会	岐阜県理容生活衛生同業組合	日本放送協会
青少年・地域・福祉団体等	岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	岐阜放送㈱
岐阜県自治連絡協議会	生活衛生同業組合岐阜県映画協会	㈱C B C テレビ 岐阜支社
岐阜県保護司会連合会	岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	東海テレビ放送㈱
ボーイスカウト岐阜県連盟	岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	東海ラジオ放送㈱
ガールスカウト岐阜県連盟	岐阜県料理生活衛生同業組合	名古屋テレビ放送㈱
(一財)岐阜県子ども会育成連合会	岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	中京テレビ放送㈱
岐阜県スポーツ少年団	岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	㈱岐阜新聞社
岐阜県少年少女合唱連盟	岐阜県飲食生活衛生同業組合	㈱中日新聞社
(特非)岐阜県青年のつどい協議会	岐阜県食肉生活衛生同業組合	㈱毎日新聞社
岐阜県公民館連合会	岐阜県鮪商生活衛生同業組合	㈱朝日新聞社
(社福)岐阜県社会福祉協議会	岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	㈱読売新聞社
(一財)岐阜県地域女性団体協議会	各ライオンズクラブ	㈱日本経済新聞社
(一財)岐阜県老人クラブ連合会	各ロータリークラブ	㈱中部経済新聞社
(一社)岐阜県聴覚障害者協会	(一社)岐阜銀行協会	㈱日刊工業新聞社
(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	岐阜県信用金庫協会	㈱時事通信社
(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	(一社)東海信用組合協会	(一社)共同通信社
(公社)岐阜県青少年育成県民会議	岐阜県弁護士会	㈱エフエム岐阜
交通・運輸関係団体等	(一社)岐阜県医師会	
東海旅客鉄道㈱東海鉄道事業本部	(公社)岐阜県歯科医師会	

(参考資料)

岐阜県交通安全対策協議会会則

(目的)

第1 この協議会は、最近における著しい交通のふくそうと激増する交通事故の現状にかんがみ、交通の安全を確保し、交通の円滑化及び能率化を図るため関係機関、団体等が相互に緊密な連絡を保ち、総合的かつ効果的な交通対策を樹立し、これを推進することを目的とする。

(名称)

第2 この協議会は、岐阜県交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務局)

第3 この協議会は、事務局を岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課におく。

(業務)

第4 この協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し結論を得た事項については、その実現に努めるものとする。

- イ 交通事情の把握と交通安全対策の連絡調整
- ロ 交通安全思想の普及徹底
- ハ 道路交通環境の整備と改善の促進
- ニ その他目的達成に必要な事項

(組織)

第5 この協議会は、会長及び副会長2人ならびに委員（別表第1に掲げる職にあるもの）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6 会長は岐阜県知事をもってあてる。

- 2 会長は、会務を総理し、この協議会を代表する。
- 3 副会長は、岐阜県副知事及び岐阜県交通安全協会会長であるものをもってあてる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(部会)

第7 協議会に専門的事項を協議するため、必要に応じ部会を置く。

- 2 部会の名称その他必要な事項は、会長が別に定める。
- 3 部会員は委員の中から会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置く。
- 5 部会長は部会員の互選による。

(幹事)

第8 この協議会に幹事（別表第2に掲げる職にあるもの）を置く。

- 2 幹事は、会長の命を受け、協議会の業務に従事する。

(会議)

第9 この協議会の会議は、総会、部会及び幹事会とする。

- 2 総会は会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 部会は会長が招集し、部会長が議長となる。
- 4 幹事会は会長が招集し、県民生活課長が議長となる。
- 5 幹事会は、協議事項の内容に応じ、必要な幹事のみで開催することができる。

(報告)

第10 会長は、部会及び幹事会において結論を得た事項については、次の総会に報告しなければならない。

(補則)

第11 前各号に定めるもののほか、この協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、昭和37年3月からその効力を有する。

附 則

この会則は、昭和42年9月29日からその効力を有する。

附 則

この会則は、昭和50年12月26日からその効力を有する。

附 則

この会則は、昭和57年4月1日からその効力を有する。

附 則

この会則は、昭和61年4月7日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成3年4月1日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成7年4月1日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成8年4月1日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成11年4月1日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成12年4月1日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成13年1月6日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成14年4月1日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成15年4月1日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成17年10月15日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成 18 年 5 月 29 日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成 23 年 4 月 1 日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成 26 年 4 月 1 日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成 26 年 11 月 1 日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成 27 年 4 月 1 日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成 27 年 7 月 9 日からその効力を有する。

附 則

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日からその効力を有する。

附 則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日からその効力を有する。

附 則

この会則は、令和 3 年 12 月 1 日からその効力を有する。

附 則

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日からその効力を有する。

附 則

この会則は、令和 6 年 4 月 1 日からその効力を有する。

附 則

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日からその効力を有する。

別表第 1

◎委員（61名）

岐阜地方検察庁検事正
中部運輸局岐阜運輸支局長
岐阜労働局長
岐阜国道事務所長
東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部長
日本放送協会岐阜放送局長
朝日新聞社岐阜総局長
毎日新聞社岐阜支局長
中日新聞社岐阜支社長
岐阜新聞社編集局長
岐阜県議会議長
岐阜県公安委員長
岐阜県市長会長
岐阜県町村会長
岐阜県市議会議長会長
岐阜県町村議会議長会長
岐阜県秘書広報統括監
岐阜県総務部長
岐阜県総合企画部長
岐阜県危機管理部長
岐阜県環境エネルギー生活部長
岐阜県健康福祉部長
岐阜県子ども・女性部長
岐阜県商工労働部長
岐阜県観光文化スポーツ部長
岐阜県農政部長
岐阜県林政部長
岐阜県県土整備部長
岐阜県都市建築部長
岐阜県警察本部長
岐阜県警察本部交通部長

岐阜県教育長
岐阜県高等学校長協会長
岐阜県小中学校長会長
岐阜県PTA連合会長
岐阜県高等学校PTA連合会長
岐阜県商工会議所連合会長
岐阜県公民館連合会長
岐阜県都市教育長会長
岐阜県町村教育長会長
岐阜県消防協会長
岐阜県建設業協会長
岐阜県経営者協会長
岐阜県タクシー協会長
岐阜県バス協会長
岐阜県トラック協会長
岐阜県自家用自動車協会長
岐阜県自動車会議所会長
岐阜県二輪車普及安全協会長
岐阜県指定自動車教習所協会長
中部鉄道協会長
岐阜県地域女性団体協議会長
岐阜県交通安全女性協議会長
岐阜県商工会連合会長
岐阜県中小企業団体中央会長
岐阜県農業協同組合中央会長
岐阜県私立幼稚園連合会長
岐阜県保育研究協議会長
岐阜県自治連絡協議会長
岐阜県老人クラブ連合会長
岐阜県青年のつどい協議会理事長

別表第2

◎幹事（35名）

中部運輸局岐阜運輸支局首席陸運技術専門官
岐阜労働局労働基準部監督課長
岐阜国道事務所管理第二課長
岐阜県知事直轄広報課長
岐阜県総務部人事課長
岐阜県総合企画部市町村課長
岐阜県危機管理部消防課長
岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課長
岐阜県健康福祉部医療整備課長
岐阜県健康福祉部高齢福祉課長
岐阜県健康福祉部障害福祉課長
岐阜県子ども・女性部子育て支援課長
岐阜県子ども・女性部私学振興課長
岐阜県商工労働部商業・金融課長
岐阜県観光文化スポーツ部観光文化スポーツ政策課長
岐阜県農政部農地整備課長
岐阜県林政部森林経営課長
岐阜県県土整備部道路建設課長
岐阜県県土整備部道路維持課長
岐阜県都市建築部都市整備課長
岐阜県都市建築部都市公園課長
岐阜県都市建築部公共交通課長
岐阜県教育委員会学校安全課長

岐阜県警察本部交通企画課長
岐阜県警察本部交通指導課長
岐阜県警察本部交通規制課長
岐阜県警察本部運転免許課長
岐阜県交通安全協会事務局長
岐阜県自動車会議所専務理事
岐阜県二輪車普及安全協会事務局長
岐阜県指定自動車教習所協会専務理事
岐阜県商工会連合会専務理事
岐阜県中小企業団体中央会専務理事
岐阜県農業協同組合中央会参事
岐阜県老人クラブ連合会常務理事
岐阜県青年のつどい協議会専務理事

◎学童園児交通事故防止部会（19名）

岐阜国道事務所長
岐阜県市長会長
岐阜県町村会長
岐阜県都市教育長会長
岐阜県町村教育長会長
岐阜県PTA連合会長
岐阜県中学校長会長
岐阜県小学校長会長
岐阜県交通安全女性協議会長
岐阜県私立幼稚園連合会長
岐阜県保育研究協議会長
岐阜県環境エネルギー生活部長
岐阜県健康福祉部長
岐阜県子ども・女性部長
岐阜県農政部長
岐阜県県土整備部長
岐阜県都市建築部長
岐阜県教育長
岐阜県警察本部長

◎暴走族追放推進部会（22名）

中部運輸局岐阜運輸支局長
岐阜国道事務所長
岐阜県市長会長
岐阜県町村会長
岐阜県高等学校長協会長
岐阜県高等学校PTA連合会長
岐阜県建設業協会長
岐阜県自家用自動車協会長
岐阜県自動車会議所会長
岐阜県二輪車普及安全協会長
岐阜県指定自動車教習所協会長
岐阜県地域女性団体協議会長
岐阜県交通安全女性協議会長
岐阜県商工会連合会長
岐阜県自治連絡協議会長
岐阜県青年のつどい協議会理事長
岐阜県環境エネルギー生活部長
岐阜県農政部長
岐阜県県土整備部長
岐阜県都市建築部長
岐阜県教育長
岐阜県警察本部交通部長

◎踏切道改善部会（１４名）

中部運輸局鉄道部長
東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部長
岐阜国道事務所長
中部鉄道協会長
岐阜県公安委員長
岐阜県市長会長
岐阜県町村会長
岐阜県市議会議長会長
岐阜県町村議会議長会長
岐阜県環境エネルギー生活部長
岐阜県農政部長
岐阜県県土整備部長
岐阜県都市建築部長
岐阜県警察本部長

◎高齢者交通事故防止部会（１４名）

岐阜国道事務所長
岐阜県市長会長
岐阜県町村会長
岐阜県環境エネルギー生活部長
岐阜県健康福祉部長
岐阜県県土整備部長
岐阜県警察本部交通部長
岐阜県教育長
岐阜県タクシー協会長
岐阜県バス協会長
岐阜県地域女性団体協議会長
岐阜県交通安全女性協議会長
岐阜県自治連絡協議会長
岐阜県老人クラブ連合会長

高齢者交通事故防止対策重点地域指定要綱

岐阜県交通安全対策協議会

平成29年2月13日決定

令和3年4月1日改正

1 目的

県内において、高齢者の関係する人身交通事故が多発した市町村を交通事故防止対策重点地域に指定し、県、警察、指定自治体、関係機関・団体が連携し、高齢者に対する総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 指定者

岐阜県交通安全対策協議会 会長（岐阜県知事）

3 指定時期

8月中

4 実施期間

9月1日から12月31日まで

5 指定基準等

- (1) 1年間（前年7月から当年6月まで）の高齢者が関係した人身交通事故の発生状況から、次の基準を満たした地域（自治体）を指定する。

ア 高齢運転者対策重点地域

居住市町村別・高齢運転免許保有者千人当たりの事故件数の上位2地域を指定する。

イ 高齢歩行者・自転車対策重点地域

発生市町村別・高齢者人口千人当たりの高齢被害者数（歩行者・自転車）の上位2地域を指定する。

- (2) 指定に当たっての配慮事項

ア 当高齢者対策は、県内全域において幅広く取組むべきものである点を考慮し、同一地域を2年連続で指定しない。

イ 指定地域は、事故件数及び事故概況等を考慮し、総合的に判断するものとする。

6 主な実施対策

次の各対策例の中から、地域の実情に応じ集中的かつ重点的に取組む。

ア 総合的高齢者対策

- ・ 加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等に関する交通安全教育
- ・ 高齢者の関係する交通事故発生状況に関する情報提供
- ・ 高齢者交通安全大学校の重点的運営
- ・ 高齢者交通安全出前講座事業
- ・ 高齢者を対象とした交通安全講話
- ・ 高齢者家庭訪問指導
- ・ 参加・体験・実践型交通安全教育

イ 高齢運転者対策

- ・ 運転適性検査
- ・ 運転免許証の自主返納制度の周知及び自主返納支援施策の促進
- ・ 無事故・無違反コンクールの実施
- ・ 高齢運転者標識の普及促進

ウ 高齢歩行者及び自転車対策

- ・ 歩行環境シミュレータ事業及び自転車シミュレータ事業への参加
- ・ 反射材直接貼付活動

7 その他

- (1) 創意工夫を凝らした高齢者対策の推進に努める。
- (2) 県、自治体、警察、及び関係機関・団体が連携し、指定自治体における各種高齢者対策を推進する。

「早めのライト点灯とハイビームの適切な使用運動」推進要綱

岐阜県交通安全対策協議会

平成29年2月13日決定

1 目的

自動車、二輪車及び自転車は、日没約30分前を目安に、早めにライトを点灯し、自車の存在をより早く他の道路利用者に知らせて注意を喚起するとともに、先行車や対向車がない場合は、ハイビームを使用し、対向車や先行車、歩行者・自転車がいない場合は、こまめにハイビーム・ロービームを切り替えるなどハイビームを適切に使用することで、歩行者など他の道路利用者をより早く発見し、夕暮れ時から夜間にかけての時間帯に発生する交通事故の防止を図ることを目的とする。

また、本運動と併せ、夕暮れ時や夜間に外出する際、歩行者及び自転車は、反射材用品等を身につけ、さらに、自転車は、スポークなどに反射材用品を装着することで、それぞれ運転者側からの視認性を高めて交通事故防止を図る「交通安全ピカピカ運動（平成10年8月9日決定）」も推進することとする。

2 本運動強化の日

毎月15日の「県民交通安全の日」とする。

3 スローガン

“夕暮れ時 みんなで早めにライトオン”

“基本は いつもハイビーム”

“上向き下向き こまめなライト切替えで 防ぐ事故”

“伝えよう 自分の存在 反射材”

4 推進事項

(1) 車両（自転車を含む）は、

ア 早めのライト点灯

日没前（日没約30分前が目安）から早めにライト（前照灯）を点灯する。

【ライト点灯時刻の目安】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
目安時刻	17:30	18:00	18:30	18:00	17:00	16:30	16:00	16:30	17:00	17:30		

イ ハイビームの適切な使用

夜間は、原則ハイビーム（走行用前照灯）の使用を励行する。

なお、対向車や先行車、歩行者・自転車がいない場合は、こまめにハイビーム（走行用前照灯）・ロービーム（すれ違い用前照灯）を切り替える。

【ハイビームの適切な使用のポイント】

- 交通量が少ない深夜・未明の時間帯、及び車両や歩行者の通行がまれな郊外は、ハイビーム（走行用前照灯）主体を励行する。
- 交通量の多い市街地を走行するとき、及び先行車がいる場合や対向車とすれ違う場合は、ロービーム（すれ違い用前照灯）に切り替えて、眩惑を防止する。
- 見通しの悪い交差点やカーブなどの手前では、ハイビーム（走行用前照灯）・ロービーム（すれ違い用前照灯）を素早く切り替えるパッシングを活用する。

(2) 自転車は、

ア 早めのライト点灯

前記アに同じ

イ 反射材用品等の利用

夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい色の服装や反射材を身につけ、自転車のスポークなどに反射材用品を装着する。

- (3) 歩行者は、
- ・ 反射材用品等の利用
- 夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい色の服装や反射材用品を身に付ける。

5 具体的取組

(1) 広報啓発

県、市町村、官公署、交通関係機関・団体は、この運動が、真に県民総ぐるみの運動として推進されるよう

- ・ テレビ、ラジオ、新聞、ホームページなどによる広報
- ・ 県や市町村の広報紙、各機関・団体の機関紙による広報
- ・ ポスター、チラシ、回覧などによる広報
- ・ 広報車による広報や有線放送による広報
- ・ 会議・会合を利用したの広報

などあらゆる広報媒体を活用し、効果的な広報活動を行う。

(2) 率先点灯などの励行

県、市町村、官公署、交通関係機関・団体の職員などは、公用車・私用車を問わず、率先して「早めのライト点灯」、「ハイビームの適切な使用」を励行し、広く県民に運動を啓発する。

(3) 事業所における「早めのライト点灯とハイビームの適切な使用」運動の推進

夕暮れ時から夜間にかけての時間帯に多発している交通事故事例を職員などに周知させ、事業所全体で運動の推進を図る。

(4) 学校における「早めのライト点灯」と「反射材用品等の利用」の推進

児童・生徒に対し、「自転車の早めのライト点灯」、「着衣、バック、自転車への反射材用品の装着」を指導するとともに、可能な限り自転車のオートライト化の推進について、保護者などの理解を得るように努める。

交通安全「愛のひと声」運動推進要綱

岐阜県交通安全対策協議会
昭和55年6月2日決定

1 目的

この運動は、地域・家庭・職場等あらゆる場所で、すべての県民が積極的に交通安全のため「愛のひと声」をかけ合い、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚に努め、歩行者も自転車利用者も、自動車の運転者も正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることにより、悲惨な交通事故の絶滅を図ることを目的とする。

2 運動の重点

- (1) 地域・家庭・職場ぐるみでの「愛のひと声」呼び掛け
- (2) 街頭における歩行者・自転車利用者の保護

3 スローガン

いつでも どこでも だれにでも 交通安全「愛のひと声」を

4 運動の進め方

(1) 地域では

- ア 市町村広報紙、有線放送などによる呼びかけを継続して行い、地域住民への浸透を図る。
- イ 学校などでは、児童（生徒）会活動、学校行事、朝会、校内放送などで登校、下校時及び帰宅後の交通安全について呼びかけを行う。
- ウ 交通安全婦人組織、広報会、婦人会、PTA、交通安全協会等では、「愛のひと声」運動を会員へ浸透させ、組織ぐるみでの強力な推進に努める。
- エ 会議、会合などを利用し、「愛のひと声」運動の浸透を図るとともに帰路の安全を呼びかける。
- オ 街頭で子どもや老人、身体障害者等を見かけたら積極的に声をかけ正しい通行方法や横断方法を指導する。特に、交通量の多い道路などでは、愛の手を差しのべ誘導に努める。
- カ 道路で遊んでいる子どもを見かけたら注意するとともに、安全な場所へ誘導する。
- キ 自動車の運転者は、危険な状態の子どもや老人を見かけたら親切な警笛を鳴らし知らせる。

(2) 家庭では

- ア 「交通安全」について話し合い、注意し合う習慣をつくる。
- イ 登校、出勤する家庭を送り出すたびに交通事故に注意するよう「愛のひと声」をかける。
- ウ 親から子へ、子から親へ「愛のひと声」をかけあう習慣をつくる。
- エ 学校などから帰宅後の子どもの行動には特に気を配り、外出するときは、「とびだししないこと」や「道路で遊ばないこと」などをわかりやすく注意する。
- オ 車を運転して外出する家族には、安全運転の励行、シートベルトの着用などを呼びかける。
- カ 飲酒の予定のある日は、車の運転をしないよう注意する。
- キ 夜間の外出には、夜光タスキなどを身に付けるよう呼びかける。

(3) 職場では

- ア 車を運転する者に安全運転の励行、シートベルト、ヘルメットの着用を呼びかける。
- イ 社（庁）内放送、機関紙などで、「愛のひと声」運動の浸透を図る。
- ウ 飲酒する場所へは、絶対に車を運転して行かないよう注意する。
- エ 帰宅する社（職）員に交通事故に気を付けるよう声をかけあう習慣をつくる。

5 広報活動の推進

この運動が、真に県民総ぐるみの運動として推進されるようあらゆる広報媒体を活用し、効果的な広報活動を継続して行う。

- (1) テレビ、ラジオ、新聞等による広報
- (2) 県や市町村の広報紙、各機関・団体の機関紙による広報
- (3) ポスター、横断幕等による広報
- (4) チラシ、回覧等による広報
- (5) 広報車による広報や有線放送による広報
- (6) 会議・会合を利用したの広報

「県民交通安全の日」実施要綱

岐阜県交通安全対策協議会
昭和58年3月23日決定

1 趣旨

県民一人ひとりが交通安全意識を高め、交通ルールとマナーの実践を習慣づけるため、交通安全家族会議の開催及び「愛のひと声」運動を実践する日として「県民交通安全の日」を設定し、交通事故防止に努めるものとする。

2 期日

毎月15日とする。

3 主唱

岐阜県交通安全対策協議会

4 推進事項

- (1) 交通安全家族会議の提唱
- (2) 「愛のひと声」運動の普及

5 推進方法

各実施機関・団体は、「県民交通安全の日」を広く県民に浸透を図り県民総ぐるみで推進するため、組織内部及び地域住民等に対し、あらゆる広報媒体を活用して積極的かつ効果的な広報活動を行うものとする。

「交通マナーアップぎふ」推進要綱

岐阜県交通安全対策協議会

平成3年2月20日決定

- 1 目標
思いやり ゆずり合いで 快適な交通環境づくり
- 2 主唱
岐阜県交通安全対策協議会
- 3 名称
交通マナーアップぎふ
- 4 スローガン
交通マナー たかめて安全 ぎふの路
- 5 重点実践事項
 - (1) 交差点マナーアップ
車も自転車も、一時停止や信号機のない交差点では、徐行・一時停止に努め安全確認を励行しましょう。
 - (2) 横断マナーアップ
道路を横断する時は、一旦止まって左右確認を励行するとともに、横断施設を利用しましょう。
 - (3) 夜間マナーアップ
夜間の外出時には明るい色の服装や夜光反射材を着用するほか、自転車にはサイクルカラーを装着しましょう。
- 6 推進要領
 - (1) 家庭・地域・学校におけるマナーアップ
 - ア 家族みんなで、交通安全、交通マナーについて話し合しましょう。
 - イ 地域で開催される交通安全大会、交通安全教室等には、みんなで参加しましょう。
 - ウ 交通安全運動をはじめ各種の交通安全活動には、積極的に参加しましょう。
 - エ 家族、友人等の身近な人に安全行動を誓い、交通マナーの実践に努めましょう。
 - オ 学校では、交通安全についてお互いに注意し合う習慣づけを図り、登・下校時の交通マナーの実践に努めましょう。
 - (2) 事業所等におけるマナーアップ
 - ア 朝礼、点呼等の機会を活用して交通マナーの一口講話を実施するなど、その高揚と実践に努めましょう。
 - イ 広報幕の掲出や社内報、機関紙（誌）等を活用した広報により、職員の交通マナーの高揚に努めましょう。
 - ウ 「キャンペーン協賛事業所」に積極的に加入し、安全で快適な職場づくりに努めましょう。

マイカー使用自粛運動実施要綱

岐阜県交通安全対策協議会

平成3年10月23日決定

第1 趣旨

県民2人に1人が運転免許を保有し車を運転するという本格的な車社会の中で、マイカー利用による生活が日常化し、交通事故の多発や、朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞・排気ガスの増大が発生するなど、安全な交通環境・生活環境が脅かされてきている。

このため県民一人一人にマイカー使用の自粛について協力を求めることにより、交通総量を抑制し、車から生ずる諸問題を減少させ、もって良好な交通環境、生活環境の実現をめざすこととする。

第2 推進事項

次のような場合は、マイカー使用を自粛し、鉄道やバス等の公共交通機関を利用したり、健康のため自転車利用や徒歩に努める。

- ・通勤・通学のとき
- ・レジャー、買い物等へ出掛けるとき
- ・市街地など混雑する場所で、駐車場の確保が困難な場所へ出掛けるとき
- ・近距離の場所への外出、緊急性のない用件での外出など、いわゆる不要不急の用件のとき

第3 推進方法

- (1) 年間運動として、第2に掲げる推進事項の実施について、県民の協力を呼びかけていく。
- (2) この運動の趣旨を徹底するため、あらゆる広報媒体を利用して、きめ細かな広報活動を推進する。
- (3) 関係機関及び団体に対しては、文書等によりこの運動への協力要請を行い、趣旨の徹底を図る。

第4 推進主体

岐阜県交通安全対策協議会

第5 開始時期

平成3年12月1日

交通安全ピカピカ運動推進要綱

岐阜県交通安全対策協議会
平成10年8月6日決定

1 目的

薄暮から夜間にかけて外出するときは、光るもの等の反射材を身に付ける習慣を県民一人ひとりに普及徹底し、運転者側から歩行者及び自転車利用者の視認性を高めることにより、夜間の交通事故防止を図ることを目的に「交通安全ピカピカ運動（以下「ピカピカ運動」という。）」を推進する。

2 運動の重点

- (1) 夜光タスキ・反射テープ等反射材の着用の徹底
- (2) 自転車用反射材装着の徹底

3 スローガン

反射材 光るあなたの 心がけ

4 運動の推進方法

- (1) 地域では
 - ア 反射材の装着方法と着用効果について、あらゆる機会を利用して啓発し、また交通教室等の開催時に反射材の効果を実験するなど、地域ぐるみで「ピカピカ運動」を展開する。
 - イ 自転車には、スポーク等に反射材を装着することを徹底させ、薄暮時は早めにライトを点灯して安全に走行するよう呼びかける。
 - ウ 老人クラブや高齢者大学等において、高齢者を対象とした「ピカピカ運動」を展開する。
- (2) 家庭では
 - ア 薄暮から夜間に外出するときは、夜光タスキ等反射材を身に付けるよう徹底する。
 - イ かさ・衣服・帽子・くつ・つえ・かばん等の身に付けたり持ち歩いたりするものには反射テープを貼付する。
 - ウ 反射材の効果や、着用の工夫について家族で話し合う。
 - エ 家庭の自転車には、スポーク等に反射材を装着し、点検整備に努める。
- (3) 学校では
 - ア 幼稚園・保育所では、保護者に対し幼児を薄暮から夜間にかけては一人で外出させないようにするとともに、衣服・持ち物などには反射テープを貼付するよう指導する。
 - イ 小学校では、児童の衣服・かばん・ランドセル等の身に付けたり持ち歩いたりするものには反射テープを貼付し、利用する自転車には、スポーク等に反射材を装着するよう指導に努める。
 - ウ 中学校・高等学校では、通学等で利用する生徒の自転車には、スポーク等に反射材を装着するよう指導に努めるとともに、ヘルメット・カバン等に反射テープの貼付を徹底する。
- (4) 職場では
 - ア 夜間に徒歩や自転車で通勤する職（従業）員には、職場ぐるみで反射材を身に付けることを徹底する。
- (5) 自転車販売業者では
 - ア 自転車を販売する業者は、自転車販売時に購入者がスポーク等に反射材を装着するよう指導を行う。

5 関係機関・団体における「ピカピカ運動」の展開

関係機関・団体は、「ピカピカ運動」が県民総ぐるみの運動として推進されるよう、あらゆる機会を活用して効果的な広報活動や事業を展開するものとする。

6 その他

交通安全夜光運動実施要綱（岐阜県交通対策協議会 昭和58年12月6日決定）は本要綱の制定に伴い廃止する。

「スロー・ドライブ ゑふ」運動推進要綱

岐阜県交通安全対策協議会

平成16年2月24日決定

平成27年4月1日改正

1 目的

この運動は、日常の生活をじっくり、ゆっくり楽しもうという趣旨でスローライフが提唱されている中、自動車の運転にも「スロー」な精神を取り入れ、S p e e d（速度を抑え）、L o o k（前方をよく見て）、O r d e r l y（秩序ある運転）、W a v e（波及させる）、の4語の頭文字「S L O W」で具体的に示すことにより、運転者が道路や交通の状況に応じた安全な速度でゆとりを持って走る習慣を、県民総ぐるみの運動として推進することを目的とする。

2 運動の重点

- (1) スローでゆとりのある運転スタイルを心がける県民意識の高揚
- (2) スピードの出しすぎと前方不注視による交通事故の根絶

3 スローガン

「スロー・ドライブ ゑふ ～ゆとりの運転～」

S p e e d	速度を抑える
L o o k	前方をよく見る
O r d e r l y	秩序ある運転
W a v e	波、波及させる

4 推進事項

(1) 県民の実践活動

ア 運転者の実践活動

- (ア) 車社会における社会的責任を自覚し、交通環境に応じた思いやりのある運転に努める。
- (イ) 決められた速度を守るとはもちろん、生活道路等では、歩行者や自転車（特に高齢者・子供）の急な動きや飛び出しにも対応できる安全速度で運転する。
- (ウ) 常に「思いやり」と「ゆずりあい」の精神にたって、速度を抑え、前をよく見て運転する。
- (エ) 早めに出発し、ゆとりある運転をする。

イ 家庭での実践活動

- (ア) 出かける前に一言「スロー・ドライブを心がけてね」と呼びかける。
- (イ) 車で出かけるときは、安全で余裕のある計画を立て、ゆとりと思いやりのある運転を家族ぐるみで実践する。

ウ 地域での実践活動

- (ア) 市町村交通安全協会傘下の各種団体が主となり、街頭で運転者に対し「スロー・ドライブ ゑふ」運動を呼びかける。
- (イ) 町内会、自治会、女性団体、P T A等の団体の会合を通じて、運転者に「スロー・ドライブ ゑふ」運動を呼びかける。

エ 職場での実践活動

- (ア) スピードの出しすぎが、重大事故になることを認識し、道路環境に合わせた安全運転意識の高揚を図る。
- (イ) 朝礼や会議の際に、著しい速度違反等の無謀運転の危険性と反社会性について話し合い、安全速度を励行する気運の醸成に努める。
- (ウ) ゆとりのある労務管理及び運行管理に努める。
- (エ) あらゆる機会を利用し、「スロー・ドライブ」の必要性、重要性等についての普及、啓発に努める。

(2) 推進機関の実践活動

ア 報道機関への広報

(ア) 新聞、テレビ、ラジオ等による広報のため、報道機関に積極的に資料を提供する。

(イ) ラジオを活用してスポット放送をする。

イ 有線放送等を利用した広報

各地域の有線放送、その他の放送施設を活用して広報を行う。

ウ 自動車用ステッカーによる広報

「スロー・ドライブ ぎふ」運動に協力する運転者に、スローガンを印刷した自動車用ステッカーを配布し、貼付を依頼する。

エ 機関紙・広報紙、インターネット等による広報

官公署各種機関・団体が発行する機関紙、広報紙等の刊行物やインターネットを利用して広報を行う。

オ ポスター、横断幕、立看板、のぼり旗による広報

この運動のスローガンを記載し、目立つところに掲示する。

カ 交通安全パネル等による広報

スピードの出しすぎによる交通事故写真パネル等を展示する。

キ 各種会合等を利用した広報

各種会合、法令講習会等を利用して、この運動の趣旨等の普及浸透、交通安全意識の高揚を図る。

ク 広報車による広報

各県事務所、各市町村の広報車を利用して運動の趣旨の徹底を図る。

ケ その他

関係機関、団体の職員は、交通ルールを遵守するとともに、他の模範となる速度での運転に努める。

(3) 指導の強化

事故の多発時間帯及び多発地域における指導を強化する

5 その他

「安全な速度で走る」運動推進要綱（岐阜県交通安全対策協議会議昭和50年5月12日決定）は、本要綱の制定に伴い廃止する。

「交通事故死ゼロを目指す日」の実施について

平成20年1月11日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定
平成20年8月8日改正

1 趣旨

毎年、国民の100人に一人が交通事故により死傷するという厳しい状況が続いており、また、一昨年来、飲酒運転による死亡事故が大きな社会問題となっているように、交通事故のない社会を求める国民の声は依然として大きいものがある。

また、記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生しているという状況が続いている。

このような中、昨年末に、「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合において取りまとめられた「生活安心プロジェクト・緊急に講ずる具体的な施策」において、交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」を設けることとされた。

そのため、平成20年において、以下のとおり「交通事故死ゼロを目指す日」を設け、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故の発生を抑止し、もって、近年の交通事故死傷者数の減少傾向を確実なものとする事とする。

なお、平成21年以降については、本年の実施状況を踏まえ、検討することとする。

2 実施日

平成20年2月20日、4月10日及び9月30日

3 実施内容

- (1) 国及び地方公共団体は、広く国民に対し、関係機関、団体と連携し、様々な機会を活用して、「交通事故死ゼロを目指す日」の趣旨及びその設定について周知を図り、「交通事故死ゼロを目指す日」には、交通事故死が発生しないよう適切な行動を促す。
- (2) 国及び地方公共団体は、広く国民に対し、(1)と併せて、近年の交通事故実態や交通事故の特徴、国民一人ひとりが実践すべき交通マナーなどについて広報を行う。
- (3) 国及び地方公共団体は、各種メディアに対し、「交通事故死ゼロを目指す日」の趣旨及びその設定について、交通事故実態等の関連情報を含め情報提供を積極的に行う。

※ なお、4月10日については春の全国交通安全運動と、9月30日については秋の全国交通安全運動とそれぞれ連動した取組を行う。

交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、交通死亡事故が一定期間に連続的、集中的に発生した場合に、交通死亡事故多発非常事態宣言等（以下「非常事態宣言等」という。）を発令して、地域住民の交通安全意識を喚起するとともに、県、市町村、警察及び関係機関等（以下「推進機関等」という。）が相互に協力して総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故の発生を抑止することを目的とする。

(非常事態宣言等の種別及び名称)

第2 非常事態宣言等の種別及び名称は、次のとおりとする。

- (1) 交通死亡事故多発非常事態宣言（以下「非常事態宣言」という。）
県内全域を対象として発令
- (2) 交通死亡事故多発県内警報（以下「県内警報」という。）
県内全域を対象として発令
- (3) 交通死亡事故多発〇〇地域警報（以下「地域警報」という。）
各地域を対象として発令（ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）

(発令者)

第3 非常事態宣言等の発令者は、岐阜県交通安全対策協議会長（以下「会長」という。）とする。

(発令基準等)

第4 別表1に定める基準に達した場合には、会長は、警察本部長と協議の上、必要があると認めたと
き、非常事態宣言、県内警報及び地域警報を発令することができる。ただし、地域警報の発令については、それぞれの県事務所長（岐阜地域においては環境エネルギー生活部長。以下同じ。）及び警察署長の意見を聴くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、交通事故の発生状況等から必要があると認めるときは、警察本部長と協議の上、県内警報及び地域警報を発令することができる。ただし、地域警報の発令については、関係する県事務所長及び警察署長の意見を聴くものとする。

(発令期間)

第5 非常事態宣言等の発令期間は、次のとおりとする。

- (1) 非常事態宣言
その都度決定する。
 - (2) 県内警報
発令の日から起算して概ね15日間とする。
 - (3) 地域警報
発令の日から起算して概ね10日間とする。
- 2 会長は、非常事態宣言等発令後、交通死亡事故が継続して多発傾向にある場合は、その期間を延長することができる。

(交通死亡事故多発情報の発信)

第6 会長は、県内警報を発令する事態が予測される場合には、推進機関等に対し、交通死亡事故多発情報を発信することができる。

2 交通死亡事故多発情報を受けた推進機関等は、県内警報の発令に備え、事故防止対策の準備を速やかに行うものとする。

(発令に伴う推進事項)

第7 非常事態宣言等が発令された場合には、別表2の推進事項に基づき各種交通事故防止対策を推進するものとする。

2 推進機関等は、非常事態宣言、県内警報及び地域警報の発令に備え、それぞれ具体的に推進すべき

事項について、別表 2 に基づき、あらかじめ策定しておくものとする。

（要綱の改正）

第 8 この要綱の改正は、岐阜県交通安全対策協議会に諮らなければならない。

ただし、第 4 に規定する別表 1 のうち非常事態宣言等の発令基準となる交通事故死者数及び第 7 に規定する別表 2 の改正についてはこの限りでない。

（運用）

第 9 この要綱の運用要領は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 関係）

○基準

種 別	内 容
非常事態宣言	県内警報発令によっても効果が現れず、更に厳しい状況となったとき
県内警報	下記のいずれかに該当した場合 ・ 交通死亡事故が、1 週間連続して発生したとき ・ 2 以上の地域において、地域警報が発令されたとき ・ 1 カ月の県内交通事故死者数が 10 人に達したとき
地域警報	1 カ月の交通事故死者数が下記の基準に達した場合
岐阜	6 人
西濃・揖斐	4 人
中濃・可茂	4 人
東濃・恵那	3 人
飛騨	3 人

別表 2（第 7 関係）

○推進事項

推進機関	推進事項	主な推進内容
県	岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体に対する周知	・ 県交通安全対策協議会実施機関・団体に対する交通安全活動の要請
	広報活動	・ 道路情報板による広報 ・ 庁内放送、各種会議、講習会による広報 ・ 報道機関への協力要請
	街頭活動	・ 関係機関・団体及び地域交通安全組織との連携による街頭活動の強化
	事故現場付近の調査・点検	・ 関係機関による事故現場付近の調査・点検
	県事務所、環境生活部	・ 広報車による広報 ・ 庁内放送、各種会議、講習会による広報 ・ 管内現地機関への広報活動の要請
	街頭活動	・ 関係機関・団体及び地域交通安全組織との連携による街頭活動の強化
市町村	交通安全対策推進組織に対する周知	・ 市町村交通安全対策協議会推進組織の機関・団体に対する交通安全活動の要請
	広報活動	・ 広報車、有線放送等による広報 ・ 庁内放送、各種会議、講習会による広報
	街頭活動	・ 関係機関・団体及び地域交通安全組織との連携による街頭活動の強化

警察	事故分析資料等の提供	・報道機関及び関係機関・団体に対する交通事故分析資料の提供
	街頭活動等の強化	・事故実態にあった交通指導取締り ・街頭指導活動の強化
	広報活動	・交通情報板等による広報 ・運転免許更新時等による広報
県教育委員会	交通安全教育	・学級活動、ホームルームによる児童生徒に対する交通事故防止の指導 ・教職員、PTA組織等による登下校時を中心とした交通指導の強化
運輸支局	広報活動	・運送事業者等に対する周知徹底 ・各種会議、講習会等での一口広報
道路管理者	交通安全施設の点検・整備	・事故多発箇所の現状調査及び交通安全施設の点検整備
	広報活動	・道路情報提供装置による広報
交通安全協会	広報活動	・広報紙による広報 ・窓口における一口広報
	街頭活動	・主要道路、交通事故多発箇所での街頭活動
安全運転管理部会	広報活動	・事業所での朝礼、点検時における周知徹底
	教育活動	・事業所運転者に対する安全運転指導の推進
バス、タクシー、トラック協会	広報活動	・事業所に対する交通安全広報の徹底 ・バス等における車内放送の実施
	教育活動	・事業所における安全運転指導の推進
その他の関係機関・団体	広報活動	・傘下組織に対する周知徹底 ・各種会議、講習会等における広報
	街頭活動	・交通安全活動への積極参加

令和 7 年 交通安全年間スローガン

(一財)全日本交通安全協会・毎日新聞社共催

交通安全年間スローガンは、全日本交通安全協会と毎日新聞社の共催により毎年募集されているもので、今回で60回目（第1回は昭和40年）になります。

多数の応募作品の中から、関係機関・団体の関係者の審査を経て、このたび内閣総理大臣賞（最優秀作）、内閣府特命担当大臣賞（優秀作）、警察庁長官賞（優秀作）それぞれ3点と、文部科学大臣賞（優秀作）1点、全日本交通安全協会会長賞（佳作）7点選ばれました。

内閣総理大臣賞（最優秀作）

○ 一般部門 A（運転者（同乗者を含む）に呼びかけるもの）

守ろうよ チャイルドシートで 子の未来

○ 一般部門 B（歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの）

危険です ながらスマホで 踏むペダル

○ こども部門（こどもたちに交通安全を呼びかけるもの）

青だけど 自分の目で見て たしかめて

内閣府特命担当大臣賞（優秀作）

○ 一般部門 A（運転者（同乗者を含む）に呼びかけるもの）

夕暮れに 歩行者を照らす 照 t i m e

○ 一般部門 B（歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの）

見えないを 見えるに変える 反射材

○ こども部門（子どもたちに交通安全を呼びかけるもの）

てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ

文部科学大臣賞（優秀作）

○ こども部門（子どもたちに交通安全を呼びかけるもの）

まだ行ける？ いいえ黄色は もう止まれ

警察庁長官賞（優秀作）

○ 一般部門 A（運転者（同乗者を含む）に呼びかけるもの）

飲む前に 車じゃないよね？ 再確認

○ 一般部門 B（歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの）

ヘルメット かぶるあなたは かっこいい

○ こども部門（子どもたちに交通安全を呼びかけるもの）

反射材 わたしとかがやく 夜の道

全日本交通安全協会会長賞（佳作）

○ 一般部門 A（運転者（同乗者を含む）に呼びかけるもの）

路上駐車 迷惑置いて どこへ行く

スピードと 焦る気持ちに ブレーキを

○ 一般部門 B（歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの）

そこじゃない 横断歩道は 少し先

歩きスマホ 狭まる視野に 広がる危険

○ こども部門（子どもたちに交通安全を呼びかけるもの）

ヘルメット あごひもカチッと 出発だ

「大丈夫」 一番危険な 思い込み

どんなときも わすれちゃだめだよ みぎひだり



岐阜県交通安全シンボルマーク